

税務課からのお知らせ

固定資産縦覧帳簿の縦覧ができます

固定資産税の納税者の方は、固定資産縦覧帳簿を縦覧し、自分の土地・家屋の価格(評価額)について、町内のほかの土地・家屋と比較することができます。

◆固定資産縦覧帳簿の記載内容

土地について
住所・地番・地目・地積・評価額(所有者の記載はなし)

◆家屋について

住所・家屋番号・種類・構造・床面積・評価額・構築年
(所有者の記載はなし)

◆縦覧の目的

ほかの土地や家屋の評価額と比較して、評価額が適正であるかどうかの確認を行う。

◆縦覧の対象者

町内に所在する土地および家屋の納税者(代理人を含む)

◆縦覧に必要なもの

納税者本人 印かん・本人確認書類(運転免許証など)
代理人 代理人の印かん・本人確認書類(運転免許証など)および委任状または依頼者の印かん

◆縦覧の期間

4月2日(月)～5月31日(木)

*土・日、祝日は縦覧できません。

同時に課税台帳の閲覧もできます

◆閲覧の対象者

・納税者本人
・借地人、借家人、そのほか収益の権利などを有する方(契約書など権利関係を示す書面が必要です)

◆閲覧に必要なもの

納税者本人 印かん・本人確認書類(運転免許証など)
代理人 代理人の印かん・本人確認書類(運転免許証など)および委任状または依頼者の印かん
○お問い合わせ・縦覧場所
本庁 税務課 資産税係

☎ 43-2816

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第1係

☎ 55-3113



銃砲刀剣類登録審査を行います

銃砲刀剣類所持等取締法第14条の規定に基づき、美術品・骨董品として価値のある火なわ式銃砲などの古式銃砲や、美術品として価値のある刀剣類を登録するための審査会を実施します。

◆実施日

実施日時(火曜日)		
平成30年	4月10日	5月8日
	6月12日	7月10日
	8月14日	9月11日
	10月9日	11月13日
	12月11日	
平成31年	1月8日	2月12日
	3月12日	

◆時間 午後1時30分～4時

◆場所 高知県庁 西庁舎3F会議室

◆審査時の携行品

・審査を受けようとする銃砲刀剣類
・警察署で交付を受けた発見届出済証
・1件につき6300円の登録申請手数料

◆主催 高知県教育委員会文化財課

○お問い合わせ
教育委員会 生涯学習係

☎ 43-0044

飼い犬の手続について

飼い犬は市町村への登録が義務づけられています。死亡・転入・転出の届け出がないと、いつまでも台帳に登録されたままとなり、お知らせの手紙などを送付してしまいますので、必ず届け出るようにしてください。

また、転居の際にも連絡をお願いします。

◆登録

生後91日以上の犬は狂犬病予防法により、市町村への登録が義務づけられています。

◆死亡

登録市町村への届け出が必要です。

◆転入、転出

転入先の市町村への届け出が必要で
要です。

○お問い合わせ

本庁 住民課 環境保全係

☎ 43-2800

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第1係

☎ 55-3113

